主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岩田洋明、同高木一、同鹿野琢見連名の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五一年九月二〇日

最高裁判所第二小法廷

豊		田	吉	裁判長裁判官
男	昌	原	岡	裁判官
一郎	喜	塚	大	裁判官
讓		林	本	裁判官
夫	_	本	栗	裁判官